

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号により予定している令和 7 年度随意契約について、当組合が準用する四万十市契約規則第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

随意契約締結予定の状況

令和 7 年 3 月 31 日

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準及び決定方法	契約締結予定日	その他
令和 7 年度幡多クリーンセンターリサイクルプラザ作業及び清掃業務	幡多クリーンセンターリサイクルプラザにおける資源ごみの仕分け作業等及び幡多クリーンセンター管理棟等の清掃を 1 週間に 1 回行うもの。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 随意契約	令和 7 年 4 月 1 日	